

IV 社会福祉主事任用資格

1. 社会福祉主事任用資格とは

社会福祉主事任用資格とは、下記のような社会福祉主事に関する指定科目を修めて卒業した者に与えられる資格である。任用資格であり、基本的には都道府県、市町村の行政職や福祉職の公務員試験に合格し、福祉事務所等のケースワーカーに採用される場合に生きてくる資格となっている。またこの他に、老人福祉施設や児童福祉施設などの指導員や社会福祉協議会の福祉活動専門員も、この資格を取得することが望ましいとされている。

2. 履修方法について

聖学院大学において、社会福祉法第19条第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下指定科目）を**3科目修めて卒業した者**は、社会福祉主事の任用資格を取得することができる。

指定科目は表1に記載されている。主に指定科目は、政治経済学科または人間福祉学科の専門科目として開講されている。

自学科で指定科目が開講されているか、学生要覧で所属する学年・学科のカリキュラムを確認すること。

3. 指定科目に関する注意

まったく同一の科目名でないと、資格に関する科目としては認められない。類似する科目名に注意すること。

例1：「民法A（総則・物権）」は、指定科目「民法」としては認められない。

例2：「経済学史」は指定科目「経済学」としては認められない。

例3：「心理学研究法」は指定科目「心理学」としては認められない。

4. 資格の証明について

指定科目を修めた卒業見込みの学生は、学生課で「社会福祉主事任用資格取得見込証明書」を申し込むことができる。

表1 指定科目〔2018・2017・2016年度生用〕

下記の指定科目または読替通知の科目より、**3科目**履修すること。

※**同一の科目名でないと、資格に関する科目としては認められない。**自学科・自学年のカリキュラム表を**必ず確認し、履修すること。**

指 定 科 目	本学の開講科目にある読替通知の範囲※の科目
社会福祉概論（教養）	社会福祉（C）／現代社会と福祉（W/S）
社会福祉事業史	
社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術論 A・B（W/S）*
社会福祉調査論	社会調査の基礎（W/S）／社会調査論（P）
社会福祉施設経営論（P）	
社会福祉行政論（P）	福祉行財政と福祉計画（W/S）
社会保障論（P/W/S）	
公的扶助論（P/W）	低所得者に対する支援と生活保護制度（S）
児童福祉論 A・B（W）*	児童家庭福祉（C）
家庭福祉論	
保育理論	保育原理（C）
身体障害者福祉論	障害者福祉論 A・B（W）*／障害者に対する支援と生活保護制度（S） 注1
知的障害者福祉論	
精神障害者保健福祉論	精神保健学（D/W/S）／精神医学（W）／精神疾患とその治療（S）
老人福祉論	高齢者福祉論 A・B（W）*／高齢者に対する支援と介護保険制度（S）
医療社会事業論	医療福祉論（W）
地域福祉論（C/W）	地域福祉（P）／地域福祉の理論と方法（S）
法学（教養/P/W）	
民法	
行政法（P）	
経済学（教養/P）	経済法（P）
社会政策（P）	労働経済論（P）
経済政策（P）	
心理学（教養/W）	心理学概論（教養/D/S）
社会学（教養/P/W/S）	
教育学（D）	教育原理（C/D）
倫理学 A・B（D）*	倫理学概論（P）
公衆衛生学（W/S）	
医学一般	人体の構造と機能及び疾病（W/S）
リハビリテーション論（W）	
看護学	
介護概論（W）	
栄養学	
家政学	

*：A・B等、複数に分かれている科目は、全ての単位を修得した場合のみ指定科目として読替えることができる。

注1：「障害者福祉論」は、指定科目「身体障害者福祉論」と「知的障害者福祉論」の2科目に該当する。

※読替の範囲は、「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等の一部改正について」（平成25年3月28日社援発0328第3 厚生労働省社会・援護局長通知）による。